

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 審査要領

1 目的

この要領は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が行う審査等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査により行う。なお、推進会議は、実施要綱第8条により指定された提案事業の担当部署から、当該提案事業を実施するとした場合の課題点及び意見を徴し、審査の参考とするものとする。

（1）一次審査

実施要綱第6条に基づき提案された全ての事業について、同条の規定により提出された書類又は第9条第2項の規定により修正された書類を元に審査を行う。

（2）二次審査

一次審査通過事業について、一次審査で使用した書類並びに公開プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答を元に審査を行う。

3 審査基準

審査区分、審査項目等、採点基準は次のとおりとする。

（1）審査区分

審査は、募集区分ごとに行うものとする。

（2）審査項目、審査内容及び配点

審 査 項 目		審 査 内 容	配 点	
			一次審査	二次審査
事業の 妥当性	①事業の必要性	公共的課題や市民ニーズ等についての現状が的確に把握されているか。	10点	10点
	②事業の効果	事業の目的や効果、事業内容は、市民サービスの向上につながり、他の地域、団体等への波及効果等が期待できるものと認められるか。	10点	10点
	③具体性、実現性	事業内容、スケジュール等は具体的で、実現可能な提案内容であるか。	10点	10点
	④適正な予算	事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか。	10点	10点
	⑤発展性、継続性	事業の継続・発展について、次年度以降の取組予定も含めて、最終的な到達点に至るまでのプロセスや、継続に必要な経費の確保等に関する長期的な計画性が認められるか。	10点	10点
協働の 内容	⑥協働の必要性	市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。	10点	10点
	⑦協働の効果	市と協働することによる相乗効果が期待できるか。	10点	10点
	⑧役割分担の妥当性	団体と市との役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。	10点	10点
	⑨団体と市との連携	団体と市とが共通の認識をもち、連携して協働事業に取り組むことが期待できるか。		10点
団体の 状況	⑩事業実施能力	提案団体には事業実施に必要な知識、技術、体制等があり、効率よく事業を実施できると認められるか。	5点	10点
配 点 合 計			85点	100点

(3) 採点基準

審査項目ごとの配点に応じて、次の基準により５段階評価又は１０段階評価として採点を行う。

採点基準

点 数	５ 点	４ 点	３ 点	２ 点	１ 点
	10～9 点	8～7 点	6～5 点	4～3 点	2～1 点
評 価	特に 優れている	優れている	普通	あまり 良くない	良くない

4 審査結果

審査基準に基づき事業ごとに各委員が採点した点数のうち、最高点及び最低点を付けた委員の点数を除き合計し、点数順に順位付けを行ったものをもって審査結果とする。

ただし、最高点及び最低点を付けた委員が複数となったときは、いずれか１人の委員の点数を除くものとする。

また、審査により同点の事業があった場合は、推進会議の協議により順位を決定する。

5 通過基準

一次審査及び二次審査における通過基準は次のとおりとする。

ただし、一次審査の通過基準を満たす事業が多数の場合については、推進会議の協議により通過事業数を調整することがある。

通過基準

審査方法	一次審査	二次審査
基 準	委員の評価点合計※の 60%以上	委員の評価点合計※の 70%以上

※ 前項の定めにより最高点及び最低点を付けた委員の点数を除いて合計したものとする。

6 委員による意見

推進会議委員は各事業の事業内容等に対し意見を付すことができるものとする。

7 審査結果等の報告

推進会議は、審査結果及び通過基準に基づく各事業の通過の可否に推進会議委員の意見を添えて、市長に報告するものとする。

附則

この要領は平成３１年４月１０日から施行し、平成３２年度以後に実施する事業の提案に係る審査について適用する。